

市町村が資源物を公共回収する場合の業務委託における法令等との適合性について

現在審議中である資源回収方法「集団回収／公共回収」のうち、「公共回収」を業務委託により実施する場合の法令等との適合性を、下記のとおり検証する。

●市町村の処理責任についての根拠法令・通知

市町村は、一般廃棄物処理計画に従つて、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集、運搬、及び処分・再生を実施しなければならない（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2）。また、市町村が自ら一般廃棄物の処理を行う場合のみならず、他者に委託して処理を行わせる場合でも、市町村は引き続き同様の責任を負う（平成26年10月8日付環廃対発第1410081号通知。以下「環境省通知」）。

●委託方法の類型

市町村の資源回収業務委託方法を財政的に分類した場合、回収する資源物が有償取引されることによる売却益の発生を考慮し、下表の類型A～Cが考えられる。なお、「燃やせるごみ」等の一般的な塵芥収集業務の場合は、下表「参考」のとおりである。

類型	行政視点		回収業者視点	
	収入	支出	収入	支出
A	資源売却益	業務委託料	業務受託料	業務経費
B	—	—	資源売却益	業務経費
C	—	業務委託料 ※回収業者の収入 補填が目的	資源売却益 +業務受託料 (※左記)	業務経費
(参考) 一般的な 塵芥収集業務	—	業務委託料	業務受託料	業務経費

●委託方法の検証（Ⅰ・国の委託基準）

「環境省通知」によると、市町村が収集業務を他者に委託する場合、法令に規定する「委託基準」に従った委託及び適切な内容の委託契約の締結等を通じて、受託者が処理を行うことを確保しなければならない、とされている。この「委託基準」には、「**受託料が受託業務を遂行するに足りる額であること**」が含まれている。

●委託方法の検証（Ⅱ・類型ごと）

類型 A…現在衛生組合で実施している方法である。国の委託基準の一つである「**受託業務を遂行するに足りる額であること**」を勘案した額が、**委託料算定の基礎**となっている。

類型 B…資源売却益は相場により変動することから、**回収業者の収入総額が「業務を遂行するに足りる額」となる確証を得ることは困難**である。

類型 C…回収業者の収入は、「資源売却益」に加え、収入補填を目的とする市町村との「業務受託料」となることから、総額では「業務を遂行するに足りる額」となる。しかしながら、国の委託基準は「**受託料が受託業務を遂行するに足りる額であること**」である一方、この場合の受託料は、**資源売却益で不足する場合の収入補填を目的としていることから、「受託業務を遂行するに足りる額」に満たない**ことは明白である。

●検証結果

資源物を「公共回収」、つまり市町村により実施する場合、「類型 A」により業務を委託することが、国の考えと適合するものである、と考えられる。

+++++

【参考】

平成26年10月8日付環廃対発第1410081号 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長
「**一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適正な運用の徹底について(通知)**」
抜粋

『 廃棄物処理法第6条の2第2項の規定における「市町村が行うべき一般廃棄物の収集、運搬及び処分」とは、市町村自ら行う場合と市町村が委託により行う場合の両方を指しており、両者を同様に扱っていることから、市町村の処理責任については、市町村が自ら一般廃棄物の処理を行う場合のみならず、他者に委託して処理を行わせる場合でも、市町村は引き続き同様の責任を負う。このため、市町村は、廃棄物処理法施行令第4条各号に規定する基準（以下「委託基準」という。）に従った委託及び適切な内容の委託契約の締結等を通じて、受託者が処理基準に従った処理を行うことを確保しなければならない。

この場合の委託基準には、業務の遂行に足る施設、人員及び財政的基礎を有し、業務に関する相当の経験を有する適切な者に対して委託すること等の受託者としての要件に加え、「受託料が受託業務を遂行するに足りる額であること」が定められており、経済性の確保等の要請ではなく、業務の確実な履行を求める基準であることに留意が必要である。

また、結果的に、受託者による適正な処理の確保がなされなければ、その責任は市町村が負うものであり、市町村が委託基準を遵守したか否かにかかわらず、市町村は、受託者と連帯して生活環境の保全上の支障の除去や発生の防止のために必要な措置を講ずる必要がある。さらに、それらの措置が十分でない場合には、市町村は自らそれらの措置を講ずる必要 がある。

以上のとおり、市町村の処理責任は極めて重いものであることを改めて認識されたい。』